

社会福祉法人 平成福祉会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間

目標1 全職員全体で年次有給休暇の取得率を70%以上とする

取組内容・実施時期

- 令和4年4月～年次有給休暇の取得状況における実態の把握・取得率開示・問題点の分析を行う
- 令和4年4月～トップメッセージによる方針の発信と4半期ごとの定期的な状況把握
- 令和4年12月～有給休暇の取得実績が低い職員に対しての働きかけや取得予定表の提出依頼を行う
- 令和5年3月～取得できなかった職員について、原因の把握、次期取得目標策定を行い取得率の達成を目指す